

2011年10月20日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

(回答) 行政サービスの提供については、個々の制度に基づき行っているところです。行政サービス制限条例の制定につきましては、行政課題となっていないものでございます。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 知多地方税滞納整理機構では、納税相談において、相手方の生活状況等も考慮しながら分割納付での対応等、地方税法に基づき適切な滞納整理を行っております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

(回答) 業務量を考慮し、適正配置に努めてまいります。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

(回答) 現在、国等において、東海・東南海・南海地震の三連動(マグニチュード9)を想定した被害想定等の見直しを行っていますので、その結果を踏まえ、必要な対策を計画的に進める予定ですが、早期に対応すべき課題については、できるものから順次取り組んでまいります。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

(回答) 拠点避難所である小中学校の耐震化については、今年度中に全て完了する予定です。食糧・水等の備蓄については、今年度中に小中学校の防災倉庫に1万人×3日分の量を配備し、さらに拡充を図ってまいります。個人住宅の耐震化については、広報、回覧、ホームページ、ダイレクトメール及び住宅密集地等の重点地区を中心としたローラー作戦等により、耐震化への理解を求め、普及促進に努めてまいります。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答) 避難所には、車椅子用のスロープを配備していますが、今後、施設の改修等に合わせ、バリアフリー化を進めてまいります。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

(回答) 福祉避難所については、調査研究してまいります。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

(回答) 本市には、災害拠点病院はありませんが、災害時には、市医師会、市内拠点病院及び救護所の医療救護班が臨機応急な医療活動に当たることができるよう協力体制の確立に努めてまいります。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

(回答) 今年中に、津波対策として、市内の避難所及び主な公共施設等の標高並びに等高線を入れた防災マップ付図(標高図)を作成し、全戸配布する予定ですが、避難経路の確保等にも努めてまいります。

⑧防災教育を徹底してください。

(回答) 東日本大震災の教訓から、防災教育の重要性を認識しており、今後も、学校現場を含め、地域住民(災害時要援護者、外国人を含む。)、市職員、施設管理者等に対し、必要な防災教育を推進してまいります。

[3]以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

(回答) 介護保険料・保険料負担段階は、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。介護報酬の改定、保険料負担段階第3段階細分化などは、国の動向等を注視しながら設定していきたいと考えております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 同上

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険

による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)知多北部広域連合第5期介護保険事業計画により、施設整備を進めてしてまいります。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)本市には中学校が6校、小学校が12校ございますが、地域包括支援センターは同規模のものを3箇所設置しております。現在の設置状況は近隣市町と比較して多い状況にありますが、今後の高齢化の進み具合に応じて設置基準を調整してまいります。また、センターへの委託は知多北部広域連合を通じて行っておりますが、高齢者人口に応じて配分すると共に、高齢者人口の増に伴い委託料の引き上げを行っております。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)第4期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付されています。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)ひとり暮らし、高齢夫婦への支援として、介護認定を受けている方で希望者については配食サービスでの安否確認を実施し、それ以外の方については①家具等転倒防止器具の取付(ひとり暮らしのみ)②あんしん電話の設置③安否確認(ひとり暮らしのみ)④災害時要援護者支援(ひとり暮らしのみ)⑤救急医療情報キット配布などの生活支援を行っております。今後も生活支援施策の充実に努力してまいります。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)外出支援として、要介護認定3以上の方や身体障害者3級以上、療育手帳の所持者の方には、初乗り料金を補助する福祉タクシー券(年間24枚)を交付しています。また、それ以外として市内全域をまわる地域巡回バスもございますが、更に利便性が向上するようルート及びダイヤの見直しを行っております。今後においても近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)市内には22の敬老の家があり、老人クラブの会員のかたなどが、レクリエーション活動等に利用されています。なお、本年度につきましては「健康」「交流」の拠点施設として、また地域の高齢者の「居場所」として「健康交流の家」をモデルケースとして建設予定でおります。また活動面でも、寝たきりにならないことを目的とした介護予防教室や、社会福祉協議会が実施しているサロンやゴムバンド運動、認知症予防啓発事業があります。これら以外にもNPO法人等の活動もあり、これからも多面的な福祉施策の充実に努力してまいります。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 現在、市内には生活援助員を配置したシルバーハウジングが県営住宅に12戸ございます。また本年度、県営清水住宅の建替えに伴い、シルバーハウジング住宅15戸と障害者向住宅2戸を整備する予定であります。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては週7日の昼食を実施しておりましたが、本年度より夕食の実施も開始いたしました。自己負担については、住民税の課税状況に応じて300円(食材費)と470円(食材費と調理費)があります。近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ふれあい会食に替わるものとしては、誰でも参加できるサロンを各地域ごとに実施しております。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 普通障害者に対しては、平成21年度分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、ご了承ください。

後期高齢者福祉医療制度の拡大については、東海市特定疾病認定患者、ひとり暮らし高齢者等も対象としており、現時点では、県の福祉医療制度の対象範囲を超えた助成をしておりますので、これ以上の拡大は考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付するものとしています。

しかし、広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

(回答) 東海市は、小学生の通院現物給付、中学生の入院現物給付など市独自の内容で医療費助成を実施しています。さらに、平成23年度12月1日より中学生の通院現物給付を開始いたします。今回の拡大により中学卒業まで「子ども医療助成受給者証」を交付することで医療機関での医療費の自己負担分は無料となります。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答)本市では、平成21年度から産前14回について補助を行っております。産後1回の補助については平成19年度から実施しています。
公費負担となる健診項目については、県下統一を図っております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

(回答)対象基準につきましては、近隣市町村の状況から考えて適正であると考えます。また、申請窓口については、学年費や給食費の集金を学校が行っている都合上、援助の対象者であることを学校が把握していなければなりませんので学校に申請していただくほうがよいと考えます。申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担となっておりますので、給食費を無料にはできません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)国民健康保険制度の広域化は、国保会計をより強化するもので、現在検討されています。方針や内容について、きまりしだい国保の被保険者にとってどうなのか検討をしていきたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)18歳未満の子どもについては、均等割を対象としないためには、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)減免制度の、さらなる拡充は、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行してまいります。

なお、資格証明書の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しており、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、特別な事情と認めております。

また、18歳年度末までの子どもさんについては、郵送にて一斉更新日までの保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)滞納がある方が、高額療養費などの支給が発生した場合でも、状況を確認し、給付を行っておりますので、すべての給付に対して、制限を行うことはしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)分納を定期的に行い、滞納額を減らしているような世帯については、期間を延ばした短期証、正規の保険証を交付するようにしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

また、制度については、市の広報に搭載、窓口においてご案内等をおこなうことにより周知を図っています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答)現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

(回答)現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

(回答)現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

(回答)現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

(回答)現時点で、障害者程度区分認定の見直しの予定はありません。地域生活支援事業には必要な予算は計上しております。また、予算に不足を生じた場合は補正等にて対応しております。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

(回答)総合福祉計画推進協議会、自立支援協議会で意見を求めるとともに、障害者団体等への意見をお聞きしながら策定に努めております。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

(回答)現時点で、設置の予定はありません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

(回答)現時点で、条例制定の予定はありません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式とともに実施してください。

(回答)現在、特定健康診査は自己負担金を徴収していません。がん検診及び歯周疾患検診については、検診委託料単価の2割相当を手数料として徴収しております。

70歳以上の高齢者や被保護世帯あるいは市民税非課税世帯の方などに対しては、手数料を免除しておりますが、受益者負担の公平性の面からも正当な負担と判断しております。また、受診の機会については、特定健診、がん検診については、年1回受診できることとして、毎年7月から10月の期間で実施しております。歯周疾患検診は、検診期間は7月から12月ですが、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象として実施していますので、1人につき5年毎の受診が可能です。

また、がん検診は一部集団方式、個別医療機関方式を併用していますし、特定健診と歯周疾患検診については、個別医療機関方式で実施しております。医療機関での健(検)診の受診機会を増やすことが、患者の状態を一番よく把握しているかかりつけ医を持つことにつながっていると考えます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)現在、市で実施しております健診は、国の指針に基づき実施しているもので、特定健康診査は、40歳以上、がん検診は、子宮がん検診が20歳以上、乳がん検診が30歳以上、胃がん・大腸がん検診が40歳以上、前立腺がん検診が50歳以上としております。受診対象年齢の変更等につきましては、今のところ考えておりません。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

(回答)平成22年10月より子宮頸がんワクチン接種費助成事業を実施し、23年度は国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づき、中学1年生から高校2年生まで対象者を拡大し全額公費負担による接種を実施しております。

また、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンについても同様に、23年度に5歳未満までの乳幼児を対象に全額公費負担による接種を実施しました。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種については、平成20年11月から接種費補助事業を実施し、上限6,500円補助を行っております。

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増加しているため、市単独の費用助成で実施するのではなく、定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。

今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町村の状況等情報収集に努め予防接種事業を進めてまいります。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面談相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

(回答) 個別の事情を考慮し、柔軟に対応しております。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 平成23年度にケースワーカーを1人増員するとともに、面接相談員を配置し、組織の充実を図っております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 年金制度についてであります。必要であれば、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

(回答) 後期高齢者医療制度の廃止となり、新しい医療制度への移行については、現時点では国の動向を注視している状況です。

医療保険の患者負担の軽減は、低所得者の方々への保険料の軽減措置は後期高齢者医療保険、国民健康保険ともに実施されております。

国庫負担の増額につきましては、機会をとらえ市長会等を通じて要望したいと考えています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 国庫負担の増額、介護報酬改善、処遇改善につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)3点とも、国の動向を見ながら、機会をとらえ市長会などを通して要望したいと考えています。

- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

(回答)現時点で、消費税の引き上げの予定はありません。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)東日本大震災復興のための医療機関への支援や、社会保険診療報酬の改定などについては、国に対し、平成23年5月19日付けで要望書(全国自治体病院開設者協議会)提出済みです。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答)現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はございません。

- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

(回答)ヒブ、小児用肺炎球菌を始めとする任意接種の増加や、不活化ポリオの導入報道など、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増えていることから、全国一律の安定した接種を目指すため定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。

そのため、市といたしましても、近隣市町村と歩調をあわせて国に対して定期の予防接種化を要望してまいります。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、接種率向上を目指すような性質のものではないため、市の助成制度で対応可能と考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定の適用を受けるため、現在のところは障害者医療助成対象者には該当しませんが、今後の動向を見ながら県と調整していく考えです。

- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)後期高齢者医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されています。法律の規定内容など後期高齢者福祉医療費助成制度とも、今後の動きを見ながら要望して参りたいと考えます。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)現在、実施しております後期高齢者の健診については、愛知県後期高齢者広域連合からの受託料で実施しております。そのため、県から市へ直接補助金が交付されるよう要望する考えはありません。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答) 県の助成制度以外、市単独事業として小学生の通院医療費の無料化を実施しております。さらに、平成23年度12月1日より中学生の通院医療費の無料化を開始いたします。18歳年度末までの拡大については、県内市町村と足並みを揃える必要であり、県の動きを見ながら要望して参ります。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 県の補助金の増額は、現在の東海市国保会計の状況では、大変ありがたいことでもあります。県の動向をみながら要望していきたいと考えます。

⑥精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答) 精神障害者の方には経済的負担を軽減し、治療と社会復帰を目的に現在は、精神疾患にかかる医療費のみを助成しております。県の助成制度以外、市単独事業として平成23年10月1日から精神手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の無料化を開始いたします。これ以上の拡大については、県内市町村と足並みを揃える必要であり、県の動きを見ながら要望して参ります。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はございません。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答) 愛知県に対する意見書、要望書の提出予定は、現時点では、ありません。看護師等の確保対策については、国に対し、平成23年5月19日付けで要望書(全国自治体病院開設者協議会)提出済みです。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 県から愛知県後期高齢者広域連合への補助金等の費用の流れについては、市が要請する考えはありません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答) 低所得者の方につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減(減額)がされておりますが、愛知県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条(保険料の減免)の条件に該当すれば、軽減後の保険料に対して減免を適用するとしていますので市から要請する考えはありません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 全国の後期高齢者医療広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省保険局長から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください

(回答) この懇談会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者の方々に構成されております。被保険者の委員の選任につきましては、愛知県及び名古屋市老人クラブ連合会から適任者を推薦していただいております。現在の委員数につきましては、要綱で定める定員数(13名)を満たしており、任期2年(平成23年9月28日～)となっており、愛知県後期高齢者医療広域連合においては、現在のところ、委員の公募は考えておりません。

以上